

国税当局が会社の税務調査で、人工知能（AI）活用を本格化させているそうです。まず税務署は会社の申告・決算情報等をデータベースに入力。AIが過去の調査で得られた傾向などを学習し調査対象企業を選ぶ。それによりこの10年で追徴税額が最高となったそうです。会社としては税務調査は気の重いもの。その調査の確率を少しでも下げる方法があります。「書面添付制度」。これにより調査が省略される可能性もありますよ。（田島 年男）



年末に駆け込みでふるさと納税をする方もいらっしゃると思います。昨年約196億円の納税受入額で4度目の全国一位になった宮崎県都城市。秘訣は宮崎牛と焼酎の街という一点（二点？）突破のブランディングとのこと。既にあるものを活かすという意味でも、参考にしたいと思います。（橋本 秀明）



今年も残すところ一か月を切りました。振り返ってみますと失敗した事もありましたが、良い事も沢山ありました。新卒者の採用もあり従業員が増えたことで、仕事を教え、引き継ぐことで自分自身も他の業務に時間を割くことも出来るようになりました。インフルエンザも流行しているようですので、十分な予防・体調管理をして、今年を締めくくりましょう。（村場 晋）



毎年12月は来年度の税制改正に向けて、大綱が発表されます。来年度は定額減税や住宅取得資金贈与の限度額拡大が検討されている一方で、扶養控除縮小や住宅ローン減税の借入限度額引下げ、賃上げ税制の賃上げ率要件引上げなど減・増様々な改正が検討されていますのでしっかり情報収集していきます。時節柄、何卒ご自愛ください。（鈴木 正義）



足元から寒さを感じる季節となりました。時間が経つのは早いですね。家庭菜園をしている知人より、たくさんの野菜をいただきました。物価が高騰している中、とっても感謝です！買い物へ行ってもワンパターン化しているので、いろいろな野菜が並んでいると何を作ろうか・・・とワクワクです。寒さが増してきました。体調にはご自愛ください。（小松 加奈）



今年もいつの間にか12月に入り、来年がすぐそこまで迫ってきています。ついこの前まで夏だったような気がしていたのですが。。今さらですが、落ち着いたらやろうと思っていた事は、落ち着いたらの定義があいまいすぎていつになってもやれない事に気が付いてしまいました。私事ですが今年中に引越しの片づけを完了させたいと思います。寒い日が続きますが皆様も体調など崩されないようお気を付けてください。（玉井 佳善子）



もうすっかり冬ですね。昔は冷えの悩みは末端冷え性くらいでしたが、ここ最近体が全体的に冷えやすいと感じるようになりました。今は色々便利なものが出ていますが、寒さ対策は腹巻・ゆたんぼなど割と今でも古典的なものが多い気が…。冷えは万病のもととも言いますし、体を温めて健康な体作りをしていきたいと思えます。（青木 さおり）



定期的に歯医者に通い、PMTCという歯のクリーニングをしてもらっています。PMTCは、従来のクリーニングとは異なり、歯を入念に磨いても取り除けないバイオフィルムという層を除去することができる手法です。世の中には自力では解決できず、専門家へ頼ることで手っ取り早く解決できることもあるのだなぁと感じる今日この頃です。（栗田 奈美）



今年の後半は、寒暖差のせいか以前よりも体力が落ちてきているような感覚が続いています。日頃の運動不足も原因の1つでしょうか。家でできる運動もたくさんありますので、まずはそういった小さなことから継続していきたいと思えます。この先長い繁忙期が控えていますが、きちんと皆様のお力になれるよう、食生活や運動習慣を含め、体調管理にはこれまで以上に気をつけて過ごしていきます。（佐藤 基頌）



2023年も12月となり、忘年会や大掃除の時期になってきました。12月は、友人と忘年会を行う予定となっており、飲み会後、電車で帰宅できるかどうか不安になっています。また、月末には大掃除を計画しており、エアコンや洗濯機など普段掃除できないところを掃除できればいいなと思います。（岡田 力哉）



〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-2-5 ERVIC 人形町4階 TEL:03-5847-1192

ChatGPTなど生成AIの進化によって今年は多くの方が「人類とAI」について考えたのではないのでしょうか。人間の頭脳労働を精密機械に置き換えていくことで今後何が起こるのか…世の中の大きな流れを眺めつつ足元を固めていくバランス感覚が、仕事でも暮らしでも大事になっていく気がしています。

お役立ち情報

【準備は進んでいますか？～改正電子帳簿保存法～】

インボイス制度が開始して数か月ですが、改正電子帳簿保存法に関する準備も猶予がありません。令和5年12月31日までに設けられていた2年の準備期間が終了し、令和6年1月1日からは全ての事業者が義務化による対応を迫られることになるため、日々の業務負担の増加は確実です。今回は改めてこの改正事項の要点をおさえ、自社でどのような作業が必要になるか整理しておきましょう。

■そもそも電子帳簿保存法とは…

本来は納税者の文書保存に係る負担軽減を図るため、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等（電子データなど）による保存を可能とすることを目的とした制度です。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性と可視性の確保に係る一定の要件が設けられています。

■改正電子帳簿保存法のポイント

電子取引における電子データの保存が義務化されました。

これまでは、取引情報の授受をデータで行った際、それらの情報を紙に印刷して保存することが認められていました。改正後は、授受した際のデータはデータのまま保存することが義務とされます。取引情報を電子データで扱うことのある事業者は全ての方が義務化の対象です（帳簿書類の電子保存、領収書等のスキャナ保存についても別途ルールが定められていますが、これらの制度を利用するかどうかは任意とされています）。それでは、どのようなものが電子取引に該当するのか、以下に例を挙げていきます。

■電子取引の例

- ・電子請求書等に係るクラウドサービスを経由して、請求書や契約書などのデータが授受された。
- ・請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を電子メールで受け取った。
- ・ペーパーレスFAXにより請求書や見積書等のデータを受け取った。
- ・DVDなどの記録媒体に保存した状態の請求書や領収書等のデータを受け取った。
- ・EDIシステムによって発注書や見積書等のデータが授受された。
- ・インターネット上で請求書や領収書等が発行されたので、ダウンロード又はスクリーンショットを行った。

■電子帳簿保存法に関わる罰則規定

① 青色申告の承認取消し	「ただちに」ではありませんが、承認取消しの対象とされています
② 重加算税に対する10%の加重	電子データに悪質な隠蔽や改ざんがあった場合に課されます
③ 100万円以下の過料	会社法への違反とされ、過料を科される可能性があります

「データで受け取ったものはデータそのものを保存する」ということが大原則にはなりますが、改ざん等の防止のため細かいルールが様々存在します。ウイズでは現在、それらのルールの解説も含めた勉強会を開催しております。詳細は同封のチラシにてご案内しておりますので、申込方法をご確認の上ぜひご参加ください。

来月の税務カレンダー【1月】

本年最初の給与支払日の前日

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者（所轄税務署長）

1月10日

- ★前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
（年2回納付の特例適用者は、前年7月から12月分までの徴収分を1月22日までに納付）

1月31日

- ★支払調書の提出
- ★給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出
- ★源泉徴収票の交付
- ★固定資産税の償却資産に関する申告
- ★11月決算法人の確定申告（法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税）
- ★2, 5, 8, 11月決算法人及び個人事業者の3月毎の期間短縮に係る消費税確定申告
- ★5月決算法人の中間申告（半期分）
- ★消費税年税額が400万円超の2, 5, 8月決算法人及び個人事業者の3月毎の消費税中間申告
- ★消費税年税額が4, 800万円超の10, 11月決算法人を除く法人及び個人事業者の1月毎の消費税中間申告
- ★給与支払報告書の提出
提出義務者…
1月1日現在において給与の支払いをしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
提出先…
給与の支払いを受けている者の住所地の各市町村長

1月中において市町村の条例で定める日

- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

※今月の「ウィズの本棚」はお休みです。

源泉所得税の納付や法定調書合計表など、1月は様々な業務の期限が数多く重複しております。期限内に全て完了できるよう、計画的に取り組んでいきましょう。

先人の言葉

一歩踏み出せるなら
もう一歩も踏み出せる

アメリカのロッククライマーであるトッド・スキナーの言葉。何事も「最初の一歩」は勇気がある。だが、その一歩さえ出せれば次の一歩は意外と簡単に出るものだ。

トレンドを斬る！

今月のトピック：【シニア層にLINEが浸透中】

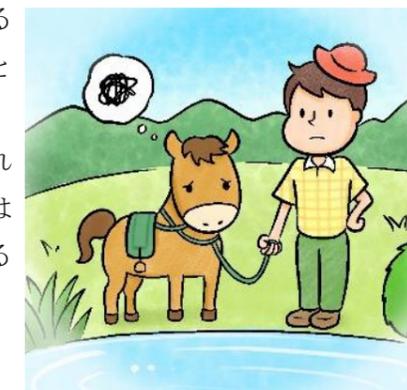
SNSのLINEがシニア層に浸透しています。メールに代わって、離れて暮らす家族とのコミュニケーションや地域活動の連絡網などにスタンプも使える手軽さが好評だとか。70歳代の所有率が7割を超えるスマホの普及もLINE拡大の理由のひとつです。



商売のヒント

今月の商売のヒント：【奈良と鹿で商売繁盛！？】

イギリスのことわざに「馬を水辺に連れて行けても水を飲ませることはできない」があります。他人に対してチャンスを与えることはできても、チャンスをつかむかどうかは本人のやる気次第という意味です。仕事にも通ずるものがありそうなことわざですね。それでは、やる気を高めることは不可能なのでしょうか。そんなことはないですよ。仕事で例えるのならば、社員にかける言葉を変えるだけで驚くほど効果が上がることもあります。その言葉とは「なら」と「しか」。「この仕事は〇〇さん「なら」できる。」「この仕事は〇〇さん「しか」できない。」この2つの言葉は、相手に信頼感や期待感を与えます。言われた人は、自分の能力や責任を認められたと感じて、やりがいや自信を持ちます。また自分だけができる仕事だと思えば、他人に負けたくないという競争心も芽生えるかもしれません。これらの感情は、やる気を高める強力なモチベーターとなるでしょう。社員に対して「なら」と「しか」を徹底して使うようにした結果、みるみる業績が回復したという、ウソのような本当の話があります。ほかにも「△△といえば〇〇さん」も人を動かす強力な言葉です。これは相手の専門性や独自性を認めたことになり、言われた人は「自分の特徴や強みをいかせる」と感じて、仕事に情熱や創造性を持つことでしょう。このように言葉を変えるだけで人をやる気にさせることができるのです。



言葉を変えるだけなのでお金も時間もかかりません。ただし相手を常日頃よく観察する必要があります。社員の良いところをノートに記している経営者もいて、それには1人につき20個以上の長所や強み、得意なことが書かれているとか。その会社は業績も人材もトップクラスだそうです。人をやる気にさせる名人というわけですね。皆さまも是非試してみたいはいかがでしょうか。



【ご注意ください】税務関連の詐欺、フィッシングメールが急増しています

注意！

「納税すべき国税が、いまだ納められていない。以下のリンクをアクセスし、記載されている方法で直ちに全額を納税の上、御連絡ください。」という国税庁のサイトになりすました偽サイトへ誘導するメールが再び出回っています。このようなメッセージ・メールが届いても、決してアクセスしないようご注意ください。